

「観光地における、住民と事業者間の利益衝突の解消のために何が必要か」

経営学部公共経営学科

4年19組10番

紀 晶仁

目次

1. はじめに

(1)問題の所在

(2)扱う事例と研究方法

2. 観光地を巡る問題の現状

(1)具体的な事例

- ① 自然環境へのポイ捨て
- ② 都市部でのポイ捨て
- ③ 治安の悪化・観光客による騒音・マナー被害
- ④ 観光バスによる騒音・渋滞
- ⑤ 開発による景観破壊

(2)事例への対策の種類

- ① 「都市計画の不備」が原因である問題への対策
- ② 「個人の行動」が原因である問題への対策

3. 従来事例に対する考察

(1)「都市計画の不備」が原因の問題への対応の考察

(2)「個人の行動」が原因の問題への対策の考察

4. 神奈川県鎌倉市由比ガ浜の事例

(1)問題の概要

(2)問題の分析

5. 考察

6. まとめ

1. はじめに

(1)問題の所在

近年、海外からの旅行者が増加している。交通手段の進化やインターネットが普及し世界各地の訪れるべき価値のある場所が広く知られるようになったことが影響していると考えられる。近頃、話題となったようなアジア系観光客の「爆買い」というような、特定の目的を持ったツアー観光なども増加した(表1)。日本国内でも、各地の遺産や自然を世界遺産に登録しようという動きが多くあり、観光によってもたらされる恩恵は大きいものがある。

しかし、観光地を整備し人気が出るのが原因で発生する問題もある。国籍問わず、各地から多くの観光客が集まることで、ゴミのポイ捨てなどのマナー悪化問題や自然環境破壊が発生することがその代表例だ。例えば、東京都台東区の浅草では、観光客の増加に伴って観光バスの本数も増加した。これによって、周辺道路での渋滞の発生や歩行者の安全性が脅かされるなどの問題が発生した。

このように、観光地には「観光地を整備し、多くの観光客を呼び込み収益を出す」とことと「客が集まることで、その土地に住む人々に悪影響をもたらす」というジレンマを抱えてしまう可能性がある。

この論文では、観光地や遊興地などで具体的にどのような構図でジレンマが発生するのかを明らかにし、それらを解消するための方法論を探っていく。

平成27年の日本人国内延べ旅行者数

単位:万人

	国内旅行全体		
		宿泊旅行	日帰り旅行
平成27年	60,472	31,299	29,173
平成26年	59,522	29,734	29,788
前年比	+1.6%	+5.3%	-2.1%

表1：日本人国内延べ旅行者数

観光庁ホームページ「旅行、観光消費動向調査平成27年年間値(確定)について

〈<http://www.mlit.go.jp/common/001134850.pdf>〉

(2017年1月25日参照)より引用

(2)扱う事例と研究方法

まず、問題の現状を把握するために、観光地における問題をいくつかリストアップし、その内容ごとに分類を行う。その中から、問題の原因を規制するという形で解決を図った結果、事業者と住民の間で利害衝突が発生してしまった、神奈川県鎌倉市由比ガ浜海水浴場の事例を詳細に分析する。文献や先行研究、当事者へのインタビューを参考にし、結論を導いていく。

2. 観光地を巡る問題の現状

人の集まる観光地を巡る問題は大きく2パターンに分けることができる。「都市計画の不備が原因で発生するもの」と「個人が原因で発生するもの」である。(図1参照)

前者の問題として挙げられるのは、道路や駐車場などのインフラが未整備であることや、新たな建造物の開発が原因となるものである。「特定の土地に観光バスが多く集中することで、交通渋滞や騒音被害が発生する」問題と「インフラや居住地区の開発によって、観光地の景観が崩される」問題の2つに分類される。

後者の問題として挙げられるのは、主に観光客一人ひとりの行動の不適切さやマナーの悪さが大きな原因となるものである。これは「ゴミのポイ捨て」「観光客による騒音被害」「治安の悪化」の3つに分類される。また、ゴミのポイ捨てには都市部や街中で発生するものと、自然環境の中で発生するものに分けられる。治安の悪化では、私有地への侵入や喧嘩、盗難などが増加するというケースが存在する。

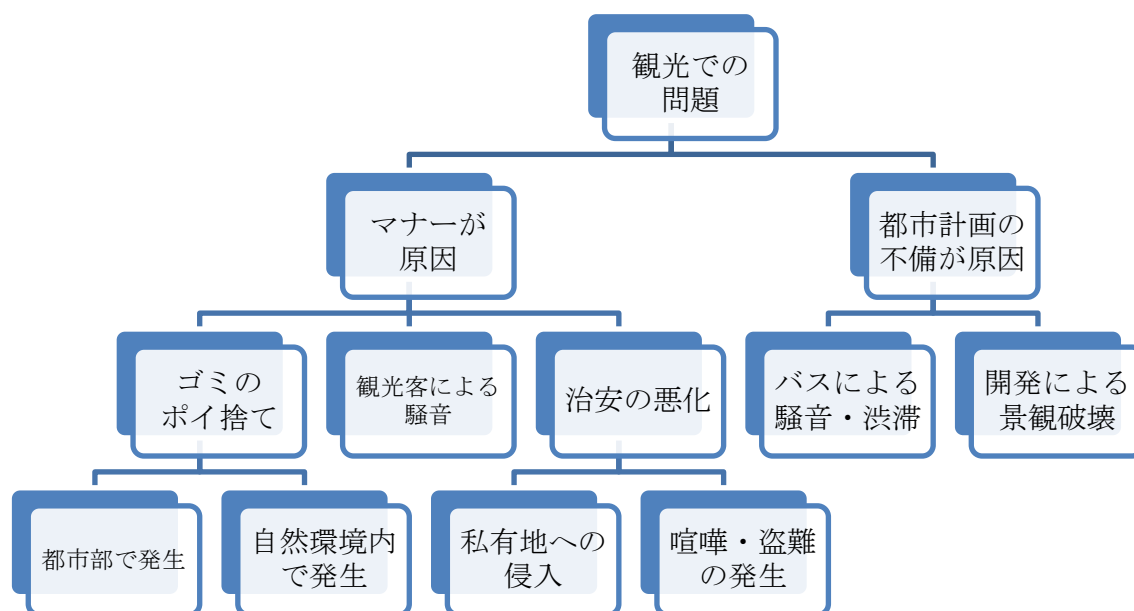


図1：観光地で発生する問題の分類
(筆者作成)

(1) 具体的な事例

① 自然環境へのポイ捨て

事例. 世界自然遺産の知床地域である幌別川での熊への餌やり、ゴミのポイ捨て

2016年9月2日、北海道の知床半島を流れる幌別川で立ち入り禁止措置が取られた¹。原因は、釣り人の行動が知床を生息地としているヒグマに悪影響を与えていたことだ。釣り人

¹ 「知床の将来握るマナー」『日本経済新聞』2016年10月22日付夕刊

が釣った魚をさばき、その内臓を捨ててしまうと、それをヒグマが食べに現れるというサイクルができています。同年の8月24日から29日にかけて、釣り人の荷物や自転車が破壊されるという被害が発生した。そのため、公益財団法人知床財団などは、人身被害防止のために同年9月2日から9月16日までの間、河口への立ち入りを禁止する措置を実施した。

もともと北海道の知床半島では、世界自然遺産に登録された自然を楽しむことができる。また、近隣の幌別川は観光客や地元住民の釣りスポットとなっている。しかし、そこで釣りをする人々の行動が自然環境を破壊する一因となっている。ヒグマが釣り人と餌の関係性を学習してしまうと、人を襲う危険性が増して駆除の対象となってしまう。世界遺産の知床に生息するヒグマは、自然環境はその土地に生息する動植物で構成されているという観点から見て、世界遺産の一部であるため、それを駆除するという事は世界自然遺産の破壊と同じことになってしまう。

②都市部へのポイ捨て

事例1. 香川県高松市男木島、広島県尾道市における、観光客のマナー問題

香川県高松市にある男木島と広島県尾道市はどちらも多くの野良猫が街に生息している。2つの市は、それぞれを「猫の島」「猫の街」として猫を観光資源として利用していた。香川県高松市男木島では、2013年に動物写真家によって、「猫の島」として紹介されてから有名となった²。しかし、住民の中には猫を観光資源として利用することに難色を示している人もいます。猫を探して住宅の庭に侵入する観光客や、猫のために撒かれた餌を目当てにイノシシが出現する、餌によって道が汚れる、といった問題が起きたからだ。

広島県尾道市は、2015年から猫が道を歩く視線から街を紹介する「キャットストリートビュー」という仕掛けを始めた³。これに注目した尾道観光協会と旅行会社は、猫を探して歩くモデルコースやツアーを作成し、人気を博した。また、コースに近い市立美術館では2016年夏に開催した猫の写真展では、過去10年で最も多い入場者を集めた。だが、尾道市でも高松市と同様に、猫の餌やりで道が汚れる、といった苦情が発生している。

事例2. 東京都台東区浅草の商店街「壱福小路」でのポイ捨て、マナー問題

東京都台東区にある浅草地区は国内外から観光客が多く訪れることが原因で、複数のマナー問題に悩まされている⁴。飲食物を提供する商店で購入した商品を歩きながら食べる、そのゴミをポイ捨てする、他店で購入した食べ物を店の前で座って食べる、汚れた手で商品を触る、などといった問題が発生している。

² 「ネココミュニティを探る②」『日本経済新聞』2016年9月27日付夕刊

³ 「ネココミュニティを探る③」『日本経済新聞』2016年9月28日付夕刊

⁴ 「浅草 食べ歩き No」『日本経済新聞』2016年9月1日付 地方経済面

③治安の悪化・観光客による騒音・マナー被害

事例1. 神奈川県逗子海水浴場、鎌倉市由比ガ浜海水浴場の「クラブ化」問題⁵

2013年に神奈川県藤沢市片瀬西浜海水浴場で、大音量で音楽をかけ、クラブのような運営をすることが、事業者団体の自主ルールによって禁止となった。この問題を皮切りに、神奈川県内の海水浴場で、「クラブ化」を禁止する流れが発生した。片瀬西浜でクラブ化を楽しんでいた客が、他の海水浴場へ移動することで、同様の問題がどの地域でも発生するようになったためと考えられる。逗子市の逗子海岸でも、大音量で音楽をかけ集客を行う海の家の「クラブ化」が発生し、住宅地に隣接する海水浴場であったために、治安やマナーの悪化による苦情が相次いだ。飲酒による喧嘩や騒音の被害が増加したことに加え、水着姿で駅前を歩く人の姿や海水浴後に体を洗うためマンションの敷地に侵入するケースなどが増加した。

事例2. 北海道美瑛町の「哲学の木」撮影のための私有地侵入

北海道の美瑛町には、「哲学の木」として観光客や写真家などに親しまれていたポプラの木が立っていたが、2016年2月24日に切り倒された⁶。広い畑の中に1本の木が斜めに傾いて立っている姿が何かを考えているように見えるとして「哲学の木」と呼ばれ有名になり、町も観光スポットのリストに入れていた。しかし、この木が立っている畑は私有地であり、観光客などが写真を撮るため無断で侵入するという問題が絶えなかった。畑が踏み荒らされる被害や雪の中で遊ぶ観光客の増加などで、農作物の収穫に影響が出るなどの被害が出ていた。畑の所有者は、木が高齢で弱っていることに加え、これらの被害が無くならないため、「哲学の木」を切り倒すことを決定した。

④観光バスによる騒音・渋滞

事例1. 東京都台東区浅草、世界遺産の石見銀山に発着する観光バスによる騒音と渋滞

一日の間で浅草にやってくる観光バスの台数は平均192台であり、これらが駐車場を探して浅草に集中する⁷。これによって、浅草周辺が混雑し渋滞の原因となっている。また周辺住民からは、バスが集中することによる騒音や排ガス、歩行者の安全性に関して苦情が出ている。

島根県太田市にある石見銀山では世界遺産に登録後、急増した観光客を運ぶための路線バスによる騒音や排ガスが問題となった⁸。太田市は観光バスを一時運休として観光客に歩

⁵ 「規制強化された湘南ビーチ 両立難しい客足と治安」

(<http://www.sankei.com/premium/news/141228/prm1412280017-n2.html>)

⁶ 「哲学の木 苦渋の伐採 老化で危険、観光客マナーも一因」『朝日新聞』2016年2月26日付朝刊

⁷ 「浅草 観光バスと共存」『日本経済新聞社』2016年2月9日付

⁸ 「石見銀山排ガス問題 歩く観光実験打ち切り」(2008年5月29日)

(<http://www.sanin-chuo.co.jp/tokushu/modules/news/article.php?storyid=503379169>)

いて移動してもらおう交通実験を行っていたが、運行再開は予定通り行った。これに対し、石見銀山のある大森地区の住民は路線バスの廃止を求めるなど、行政と住民の間に溝ができている。

⑤開発による景観破壊

事例. 山梨県北杜市・笛吹市でのリゾートマンション開発

山梨県は、相次ぐタワーマンションやリゾートマンションの建設に対し、1990年から景観保全条例を施行した⁹。この条例によって、大規模な建造物の着工には届出が必要になった。山梨県の北杜市や笛吹市は、富士山や八ヶ岳などに囲まれた雄大な自然を売りにする観光地を有している。北杜市では清里高原や八ヶ岳、笛吹市では石和町などがその例だ。しかし、1990年ごろから、この地域にリゾートマンションの建設が相次いだ。高さ数十メートルを越すマンションが自然を売りにしている地域に立つことで、その景観が破壊されるという心配が住民の間に広がり、反対運動が起こった。

(2)事例への対策の種類

以上のような事例に対して、その観光地の地方自治体や住民はそれぞれ対策を行っている。この対策に関しても、問題の原因が「個人の行動」と「都市計画」なのかによって、いくつかのパターンに分類することができる。

①「都市計画の不備」が原因である問題への対策

インフラの整備不足や住居開発での景観破壊などの問題は、該当地域の自治体はその整備や規制を行うことで対処が可能になる。

東京都台東区浅草で発生している、観光バスの路上駐車問題では「観光バス駐車予約システム」を2017年2月9日から導入する。既存の駐車場を効率よく利用し、問題の原因となっていた、乗降時間の長さや客を乗せない時間の駐車などを減らしていくための取り組みとなる。

山梨のリゾート地で発生した、リゾートマンションと自然景観の両立問題は、対策として、景観保全条例を施行し、大規模な建造物の着工には届け出を提出するよう規制した。建設業者がリゾートマンションなどを建造する際には、県が必要な指導や助言をすることが規定されている。また、景観条例の策定には市民もワークショップとして参加し、県だけでなく地元住民と一体となって対策を行った。

②「個人の行動」が原因の問題への対策

⁹ 「開発で景観破壊進む、歯止め狙い条例作り 山梨県」『朝日新聞』1990年5月19日付夕刊

観光客がマナーを守らず、行き過ぎた行動をとることで発生する問題に対しては、その観光地に住む住人が自らマナーアップを呼びかけて回ることが多い。知床や浅草でのポイ捨て問題や美瑛町での私有地侵入問題などは、この方法で問題解決を図った。

たとえば、知床では「幌別の釣りを守る会」を地元住民が結成し、釣り人が捨ててしまう魚の内臓などを捨てるためのゴミ箱を設置、河川で釣り人一人ひとりにごみを捨てないよう声をかけて回るといった行動をとった。

また、北海道の美瑛町で発生していた「哲学の木」が立っている私有地への侵入問題に対しても自治体と住民が協力してマナーを守ることを呼びかけた。所有者は立ち入り禁止の看板の設置や木の幹に×印をつけて撮影禁止を喚起した。町の観光課は、観光リストから「哲学の木」を外し、定期的にパトロールを行った。

海の家事例では、個人の問題行動となる原因を自治体が条例で規制することで解決を図った。神奈川県逗子市にある逗子海岸では、「治安の悪化・観光客による騒音被害」の部分で事例として挙げたように、海水浴客のマナーなどに関する苦情件数が増加傾向にあった。そこで逗子市は2014年から「日本一厳しい海水浴場条例」をめざし、安全で快適逗子海水浴場の確保に関する条例を2014年3月3日に公布及び施行し、同年の海水浴場開設期間から海の家に対して様々な規制を行った。その内容は、閉店時間や飲酒についての規制、音楽を流すことを禁止するなど、2013年の規制がなかった状態とは一変して厳しいものとした。

鎌倉市由比ヶ浜海水浴場では、逗子市が条例で規制を行ったことで、2014年に苦情や犯罪発生件数が前年度の2倍に増加した。逗子市が条例を施行した2014年は、由比ヶ浜では前年と比較して晴天日や30℃を越えた日が減ったものの、海水浴客は40000人ほど増加したことがこの現象に結びついている。鎌倉市は、逗子市と異なり海水浴客の飲酒や迷惑行為に対して、「マナー向上の呼びかけ」を行っていた。犯罪や苦情件数の増加は、このことを規制が緩いとみなした人々が由比ヶ浜を訪れたのが原因だと考えられる。鎌倉市はこの結果を受けて、理念条例であった鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例を2015年3月17日に改正及び施行して、同年の海水浴シーズンから規制を強化した。

3. 従来の方策に対する考察

この考察の際に重要なのは「誰にとってどのような効果を保証したものか」という視点での検証だ。対策の具体的な内容を考案する根拠となる基準やその影響を確認するための基準がなければ、効果的な対策なのかどうかということを分析することはできない。以下ではこの視点に基づいて考察を行う。

(1) 「都市計画の不備」が原因である問題の考察

都市計画の不備に関しては、該当地域の自治体が乗り出すべきである。東京都台東区浅草地区の路駐バス問題や、山梨県北杜市・笛吹市で起こったリゾートマンション開発

は、観光地として価値のある土地を、自治体が整備しきれていないことが原因で発生している。それらの対策として、自治体は住民の声を聴きながら適切な整備をしていかなければならない。

東京都台東区浅草地区では、台東区が観光バス駐車予約システムを作成し導入する予定となっており、一か所に観光バスが固まっていた問題の解消に動いている。問題の原因は「観光バスが一か所に集まり、長い時間駐車していること」であり、その分散を促すシステムの導入は適切な対策だと考えられる。

山梨県北杜市・笛吹市では、リゾートマンションの乱開発を止めるために北杜市景観条例及び笛吹市景観条例を施行した。この条例を作成する際には、住民とのワークショップを開くことで彼らにとって効力の薄い内容になることを避けている。業者に対しても建設そのものを規制するのではなく、助言や指導を経て建設内容をその土地に適切なものにする一方で、建設を認可するなど、土地の特性を第一に考えた条例にしている。

(2)「個人の行動」が原因の問題への対策の考察

まず、北海道の知床地域と美瑛町における対策の考察から始める。この2つの事例はマナー向上を呼び掛けることで「自然環境を守ること」を目的にしていると考えられる。北海道の知床地域や美瑛町では、世界自然遺産に生息するヒグマと観光名所である大木及びその周辺の畑に対する被害が問題となっていた。これを受け、それらを保護したい人々がゴミのポイ捨て禁止や私有地への不法侵入を止めるよう行動を起こしたことが対策となる。自然環境の保護が目的ではあるが、これらの行動は自然と観光客の共存を保つことにもつながる。自然環境の破壊が行き過ぎた場合、観光そのものも制限を受けることになるからだ。実際、北海道の美瑛町では観光客の問題行動が収まらず、観光名所であった大木は切り倒されることになっている。一方で、知床近隣の幌別川では釣り人に対するマナーアップキャンペーンが功を奏したといえる。キャンペーンによりヒグマの出没頻度が減少したため、立ち入り禁止措置が解除された。自然環境の保護を目的に行動したことで、釣り人が釣りを禁止されることもなくなり、お互いの共存を図ることができたケースである。

神奈川県の子市や鎌倉市の事例は上記の例と違い、住民と観光客の間で起きた問題だった。このとき、鎌倉市は「マナーの悪い観光客によって、被害を受けている住民や観光客が安全に遊べる場所の保護」を目的にマナーアップキャンペーンを始めたと考えられる。しかし、場所の性質上、注意すべき対象が酔っばらっていることが多いため、単に注意だけでは効果を上げることが難しいという状況があった。キャンペーンを始めた年や翌年に、苦情件数などが減少していないことからこれは明らかである。

一方で、明確なルールと罰則を設ける条例施行という対策は、確実に効果を上げることができる。子市子海岸と鎌倉市由比ヶ浜では苦情件数や犯罪件数を大きく減らすことに成功している。条例規制では、個人の性質は無視して「そこに存在する人間全員が守る

べきルール」として個人の行動を抽象化して規制することで効果を発揮することが可能となる。あくまで個人の行動の変化に期待するキャンペーン等では、成果が出るか否かを個人に依存している側面があるが、規制条例では個別具体的な行動に一つずつ対応するのではなく、罰則と共にルールを作ることができるので、一定の効果を期待することができるということだ。

しかし、逗子海岸では海水浴客が 2013 年の 417000 人から 201300 人へ半減し、海の家売り上げにも大きな影響を与えた。(表 2 参照) 由比ヶ浜では 2015 年の海水浴客が前年と比較し、約 27000 人減少した。この数字を受けて、どちらの市でも海の家事業者などから構成される組合からの反発を受け、両者の間ですり合わせのための議論が行われることになった。

このように規制条例で問題解決を図ろうとすると、その地域や対象の具体的な性質を無視できるがゆえに軋轢が生じることになる。特に観光地では、観光客や事業者の行動を制限するものであるため、事業者側が従来通りの利益を生むことが困難になる可能性がある。

海水浴場の事例はこのことをよく表しており、増えすぎた観光客に対応するため、規制を設けた結果として事業者が損害を被るという構図になっている。

逗子海水浴場浴客数

- 平成 17 年度 380,300 人
- 平成 18 年度 305,000 人
- 平成 19 年度 391,750 人
- 平成 20 年度 421,450 人
- 平成 21 年度 242,650 人
- 平成 22 年度 709,500 人
- 平成 23 年度 539,300 人
- 平成 24 年度 732,000 人
- 平成 25 年度 417,000 人
- 平成 26 年度 201,300 人
- 平成 27 年度 237,200 人
- 平成 28 年度 329,100 人

表 2 : 逗子海水浴場客数

神奈川県逗子市ホームページ「逗子海水浴場」

<http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/keizai/umi/kaisuiyoku.html>

(2016 年 11 月 20 日参照)より引用

4. 神奈川県鎌倉市由比ガ浜の事例

この項目では、観光地で起こり得る問題の一つとして神奈川県鎌倉市由比ガ浜海水浴場で発生した問題を詳細に分析していく。本稿でこの事例を取り上げるのは、観光地で人が多く集まり、彼らの中の一部の行動が問題となって地域内で大きな問題となった事例であるからだ。複数のメディア内でも、海の家「クラブ化営業」の是非が問われ、観光地に適したビジネスのあり方を考察するための興味深い事例であると捉えている。

本稿の3(2)で述べたように、この問題では対策が上手く機能せず、地元住民と自治体、事業者の三者間で軋轢が生まれた。この項では、海水浴場を巡る問題の概要を整理した後、鎌倉市由比ガ浜海水浴場の事業者組合「由比ガ浜茶亭組合」の責任者である増田元秀氏へのインタビューを踏まえて、問題の分析を行う¹⁰。

(1)問題の概要

神奈川県藤沢市片瀬西浜海岸で2013年4月から、近隣住民とのトラブルや苦情の増加により、海の家での音楽放送を禁止する自主ルールを江ノ島海水浴場協同組合が設けた。片瀬西浜で苦情が増加していたのは、一部の店舗が若年層の客を取り込むため大音量で音楽を流す「クラブ化」営業¹¹を行っていたことが原因である。近年ではレジャーの多様化により、海水浴場に行く人の数が減少傾向にあり、経営が難しくなった海の家が客を集めるための企画としてクラブ営業を始めたという背景がある。しかし、音楽放送を禁止することはクラブ営業を禁止するということであり、これを求めている客層は別の海水浴場に移動するという流れが発生した。

2013年夏に、上記のように片瀬西浜海岸から客の移動が発生し逗子海水浴場で治安が悪化する。つまり、片瀬西浜海岸と同様の問題が逗子市でも発生したと言える。この対応として、本稿2(1)(2)で述べたように、逗子市は2014年夏から観光客と事業者に向けて規制条例を施行した。

同じく2013年夏に、逗子と同様の現象が鎌倉市由比ガ浜海水浴場でも発生した。由比ガ浜では苦情件数が前年の約3倍、犯罪件数が約2倍に増加したが、市側は対応として2014年シーズンからマナー向上を呼び掛ける理念条例を施行した。しかし、2014年夏には由比ガ浜の状況は改善せず、苦情・犯罪発生件数は2013年と比べ倍増した。鎌倉市が施行したのが理念条例だったことや、同シーズンから逗子市で規制条例が施行されたことで、由比ガ浜へ客が流入せざるを得なかったことが原因であると思われる。2014年冬に、鎌倉市・海水浴場の周辺自治会・海の家の事業者組合で構成された「鎌倉市海水浴場のあり方・ルール協議会」を発足させ、規制条例の施行に関して協議を開始した。結果として2015年から、

¹⁰ インタビューの全文は〈巻末資料〉を参照

¹¹ クラブ化営業：大音量のライブやダンス、それらに類似する音楽を用いたイベントを海の家で行うこと
本来、海の家は海水浴場を利用する客に飲食や更衣室などを有料で提供する施設である

規制条例を施行することが決定した。

逗子市と鎌倉市では、条例の内容を巡って市と事業者組合が対立することになった。市側が提示する条例内容は、海の家営業時間まで踏み込んだものであり、損害を被ることは明らかだったためだ。

結果として、苦情や犯罪件数は減少したものの、海水浴場への訪問人数は大きく減少することになった。しかし、片瀬西浜では活気がなくなったことを理由に規制を緩和することを求める声もある。海水浴場の付近に住んでいる住民からは、酔っ払いや夜になっても聞こえる人の声に対する苦情が多いことから、風紀面での規制を求められていることは確実だ。

(2) 問題の分析

この海水浴場を巡る問題は、観光地における利害衝突問題の1つだといえる。事業者が利益を得るためにより多くの観光客を呼べる企画を実施することで、その地域の住民が不利益を被る構図は、本稿2の(1)で列挙したように多く存在する。このような問題の解決方法を明らかにするため、まずは海水浴場を巡る利害衝突を生んだ原因を分析していきたい。

はじめに明らかにしておかなければならないのは、「観光地を構成するのはだれか」ということである。本稿では、これを「観光事業者」、「業界団体」「住民とその代表である議会」、「行政」の4者に分類する。利害衝突は、関係者がそれぞれ自分たちの利益を主張し、それが折り合わないことから発生することを考慮すると、問題発生の原因は4者にあるといえる。

まず、観光事業者がとった問題のある行動は「クラブ化運営」である。近隣に住宅地があることを考慮せず、大音量で音楽を流し、酒に酔っている人間の管理を怠った運営態勢だったことが問題だ。

業界団体も事業者の運営態勢をコントロールしきれず、海水浴場の健全化に協力できなかったといえる。

住民や議会は、自分たちも観光地を構成している一員であるという自覚が欠けていたと思われる。観光地から得られる恩恵を、税金などを通じて間接的に享受しているにもかかわらず、問題が発生した場合に、その観光地の特性を無視したような苦情や対策を求めることは、観光地の価値に悪影響を与えかねない。

行政は、海水浴場に起きた問題の原因を「海を家の不適切な経営」に設定し、海水浴場のあり方を考慮しない対策を実行したことが事業者との利害衝突につながったといえる。観光地として海水浴場を活用する際に、とるべき手法が不明瞭なまま規制を行ったため、来場者の激減を招いた。

筆者は、現地の状況をより具体的に分析するため、神奈川県鎌倉市由比ガ浜海水浴場の事業者組合「由比ガ浜茶亭組合」の責任者、増田元秀氏にインタビューを2016年12月9日に行った。ここからは、このインタビューを踏まえ、問題の構造と関係者の動向を詳細に見ていく。

第一に、問題である「マナーの悪い人々の発生」であるが、酒に酔って迷惑行為にでることや砂浜で出たごみをポイ捨てる、着替えを道端で行うことなどが、彼らの問題行動である。このような行動を行う人々は、地元の住環境や文化に精通していない、「よそ者」だと考えられる。地元住民のテリトリーと海水浴場がどのような形で共存していたかを知ることがないため、上記のような迷惑行為を行うのである。由比ガ浜海水浴場で事業者の管理を行う増田元秀氏は、インタビューの中でこう述べている。

海水浴場は海の家事業者にとってのビジネスフィールドでもあるため、イメージが悪くなることは損害に繋がる。

増田氏の主張によれば、海の家にとって海水浴場は自分たちのビジネスに欠かせない存在であり、海水浴場で長期的に利益を出そうとするならば、海水浴場やその周辺地域と共存していかなければならないということである。そのことから考えると、海水浴場でマナーを守らない客は、「警備や海を家のコントロール下でない人々」だといえる。海の家で酒類を注文している客の場合、大きな声で騒ぐことや他の客に迷惑をかけていても、事業者が主体的に注意を促すことも可能だ。しかし、海を家の外でマナーの悪い行為が行われている場合では、海を家の事業者が行動を起こしても、すべてを管理できるわけではない。また、短期的な視点で利益を上げようとした「クラブ化運営」を行う事業者にも問題はあつた。これは、利益のみを追求した安易な営業態勢であり、地域の海水浴場に適したモデルではない。海水浴場の利用者数減少傾向を受けた、事業者が「客の質」を無視した結果として、海水浴場に問題を起こす一因になつたと考えられる。

このような現象を受けて、自治体は「海の家が日没後まで営業していることに問題がある」として、営業時間にまで踏み込む条例内容を作成した。この問題の発端は、事業者にとつてもコントロール範囲外のところに要因があつたにもかかわらず、一部の利用客と事業者の問題ある行動の責任を、全ての事業者に負わせる形の条例だつた。条例には「砂浜での飲酒禁止」、「海を家での音楽放送禁止」、「海を家の営業時間は 18 時 30 分まで」とする内容が盛り込まれていた。砂浜で飲酒を禁止することには事業者側も賛成だつた。上記のように、海水浴場は事業者にとつてもビジネスフィールドであるためだ。インタビューの中でも以下のように述べられている。

迷惑行為につながる可能性のある砂浜での飲酒を禁止することに関しては賛成だ。「みんなが安心して楽しめる海岸」が良いビジネスフィールドになる。

しかし、営業時間の裁量は事業者側にあるものであり、自治体がコントロールできるものではないはずだ。自治体がこの点にまで踏みこもうとしたことが、事業者と自治体の間に溝を生むことになつた。また、自治体側が条例制定の根拠とした市民の声の中身も考慮すべき

である。市が集めたアンケートやネット調査の結果でも、有効回答率は 40%程度に留まっております。住民の総意とは言い難い¹²。もともと、由比ガ浜海水浴場や海の家は長く、古くからの住民は海水浴場と共存することに慣れていたと考えられる。そこに新たに引っ越してきた人間は、マナーの悪い客と同様に地域の風習や文化に詳しくないため、急激な観光地の変化についていけず、苦情を訴えるに至った、という流れもあり得るはずだ。とはいえ、市側もこれには対応せざるを得ないため、条例で一括して規制という形になった。

このことが、観光地の衰退を招く悪循環のスタートとなっている。つまり、問題発生の根本的な原因が不明瞭なまま、問題を押しえつける形で解決を図るということである。由比ガ浜海水浴場で「なぜマナーの悪い客が発生するのか」「マナーの悪い客がどこからきているのか」といった根本的な原因を分析することはなく、「マナーの悪い客の発生に関わっているようなものを全て規制する」という解決策をとってしまったことが、これに該当する。これには「マナーの悪い客と海の家がどのように関連しているのか」「海水浴場における適切なビジネスモデルはどのようなものか」という視点も含まれていないため、海水浴場や海の家から生まれる利益や損なうことにもつながってしまう。

実際に、条例で海岸と海を家の利用方法を規制した逗子海水浴場や由比ガ浜海水浴場では、条例を施行した年から訪問者数が激減している。もちろん、訪問者数が多ければその質は問わないということではない。しかし、訪問者数が減りそのまま改善できないようであれば、観光資源として持続可能なものではなくなってしまい、自治体や事業者、市民にとって大きな損失になる。

このような、利害衝突を防ぐためには、その問題とステークホルダーの関連性やステークホルダーの活動内容の分析が必須だ。また、それを踏まえて、問題発生の経緯や側面を考えなければならない。

5. 考察

本稿 4 で分析した海水浴場のクラブ化問題は、「地域内での問題発生」→「住民からの苦情」→「自治体の対応」という構成になっている。問題のポイントはこの流れの中に「クラブ化問題がなぜ発生し、解決方法として最適なものは何か」という分析がなかったことである。そのため、海の家と自治体、住民の間で摩擦が生じる結果となった。つまり、海水浴場にマナーの悪い客がやって来る原因はすべて海の家にあると認識したうえで、条例規制を行ったことが新たな問題につながっているといえる。

これらの事を踏まえると、観光地で発生する問題の原因は 2 つに分類できると考える。「観光地で発生する問題の原因を把握しきれていないため、予想外の事態に対応できない」、

¹² 鎌倉市ホームページ(2015)

「海水浴場のマナーの向上に関する条例の一部改正への意見募集の結果について」

(<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankou/documents/jureipc.pdf>)

「観光地や観光企画の人気に依存した、利益のみを追求した形で観光ビジネスが行われている」の2点だ。

1点目の「観光地で発生する問題の原因を把握しきれていないため、予想外の事態に対応できない」状態は、誤った形の問題解決を導いてしまう場合がある。神奈川県鎌倉市由比ガ浜海水浴場の事例では、自治体側が海水浴場で発生している問題の現状を正しく把握できていなかった。また、周辺地域から発生していたクレームが年々倍増していたこともあり、現状分析に十分な時間な時間を割くことができないまま、海の家運営態勢に原因を見出した条例規制という形で問題解決を図った。しかし、由比ガ浜海水浴場の事例の項で分析したように、ここで発生していた問題の原因は複雑なものであった。そのため、問題を抽象化して規制を行う対処法では表面的な問題解決にしか至らず、また別の問題が残ることになってしまう。

2点目の「観光地や観光企画の人気に依存した、利益のみを追求した形で観光ビジネスが行われている」状況では、その観光地特性に即したビジネスモデルになっていないことから、必然的に問題が発生することになる。由比ガ浜海水浴場でのクラブ化運営の事例がこれにあたる。若者層に人気のあるクラブ企画を行うことで、海の家に一気に客を集めることが可能になるが、海水浴場の立地やビジネスフィールドとしての特性を無視している企画だと考えられる。また、もともとクラブ運営に精通しているわけではないことに加え、クラブとしての機能を備えていない海の家では、正しい形で運営することは難しい。これらのことから、海水浴場に来ている客や周辺住民は立地特性等にあった経営努力をしている事業者をも問題視するようになった。結果として、海の家が一括して規制をかけられ、利益衝突が発生してしまっている。

このような問題発生構造を防いでいくためには、「観光資源をどのような形で活用していくか」ということを、観光地に関わるステークホルダーが共有しておく必要がある。かつ、観光資源の活用方法は、その観光地の性質に適応し住民の生活と共存できるものでなければならない。その決定のためには、ステークホルダーが参加し議論を行う場とその準備が必要となる。以下に決定までの理想的なプロセスを示す。

- ①：観光事業者および業界団体による、観光地で発生する問題の原因把握
- ②：原因の解明と、それに基づいたビジネスモデルの提案
- ③：自治体による、情報共有の場の設定
- ④：住民・自治体・業界団体による会議、ビジネスモデルの適切さと解決方法の検討
- ⑤：会議で得られた意見を活用した手直し、②の再構築
- ⑥：④と⑤の過程を最終合意に至るまで続ける

まず、観光資源を実際に活用し、ビジネスを行っている事業者や業界団体がその観光地の特性や問題発生の原因を把握しておくことが前提となる。これは、観光地と生活空間に適応

したビジネスプランを立てるための準備である。そして、このプロセスにおいて重要になるのは、問題の原因を解決できるようなビジネスモデルを提案し、自治体をパイプ役として、住民とその情報を共有することだ。その共有の場で得られた意見などを活用して、ステークホルダー全員にとって納得できるビジネスモデルにしていくことで、利害衝突を防げるのではないだろうか。また、「どのような形で問題解決を図るのか」ということも全員参加で議論をするべきである。あるステークホルダーが他のステークホルダーに対して、一方的な形で問題解決を図った場合、根本的な解決にはつながらない。他の面に配慮を欠いたやり方になってしまうため、表面的な問題解決にはなるものの、また別の問題が発生してしまうのである。プロセス④で示したように、ステークホルダーが全員参加の議論の中で、全員にとっての解決方法を検討することで、また別の問題が発生することを防いだうえで根本的な解決に至ることができる。

実際に、神奈川県鎌倉市由比ガ浜海水浴場の例では、このプロセス上の③が欠けており、④も不十分だったと考えられる。由比ガ浜茶亭組合では、それぞれの事業者のデータや海水浴場の特性を踏まえたうえでのビジネスモデル構築を行っていた。また、「クラブ化運営」が発生しないよう、海の家を賃料を高く設定するなど対策を行っていた。由比ガ浜茶亭組合代表、増田元秀氏はインタビューで、海を家のビジネスについて以下のように述べている。

海水浴場を利用する年齢層は、女性：27歳程度まで・男性：34歳程度まで、であることから、ターゲットを「若い男女・カップル層」に設定し「男女でおしゃれに飲める場所、手ごろな価格帯」をコンセプトにビジネスを展開している。

しかし、は海水浴場で問題が顕在化するまで、こういった情報やこのようなビジネスモデルを構築する根拠を、他のステークホルダーと共有するタイミングがなかった。そして、砂浜での飲酒トラブルや逗子海岸での例を見た住民が行動を起こしたことで、自治体としても動かざるを得なくなってしまった。事業者の立場や活動内容に配慮が欠けた形で条例を施行したため、事業者との対立を生んだ。これは、海水浴場への来訪者が減るという形で問題点を露呈している。

ステークホルダーが共通の方向を向いて観光政策を決定し、その価値を最大化するためには、お互いの連携も重要になってくる。連携の際には、その観光地におけるリーダーの存在が必要となる。意思決定プロセスの中では、観光事業者のリーダー的存在である業界団体が先導して、その地域で行われるビジネス体系や政策決定を行っていくべきだと考える。実際に観光地でビジネスを行っているのは、観光事業者であるため、その観光資源をより具体的かつリアルに把握しやすい位置にいると考えられるためだ。

意思決定のプロセスの中で、③と④に自治体を配置したのは、事業者と住民の間に発生する対立を防ぎ、両者のパイプ役となる役割を求めたためだ。自治体には公共機関であるが故の信頼感があり、自治体の情報が集まる拠点でもある。自治体は事業者や住民と情報共有を

行い、議論の場を設けることで、三者の連携を高めていく役割を担うべきである。

ここまでの考察と踏まえると、観光地に関わるステークホルダーである「観光事業者」「業界団体」「住民とその代表である議会」「自治体」のそれぞれが果たすべき責任や行動が見えてくる。以下にそれを示していく。

①観光事業者

観光事業者に求められる責任は2つある。

1点目は「観光地の特性を考慮に入れた、明確なビジネスモデルを構築して経営を行うこと」が挙げられる。観光業者にとっても、観光地は自らのビジネスフィールドになっているため、共存関係を築くことができなければ損害が発生してしまう。事業者が観光地の人気に依存した「観光資源へのタダ乗り」が常態化すれば、その事業者だけでなく、観光地そのものの価値を維持することがむずかしくなる。そのため、事業者は自らがビジネスフィールドにしている観光地の、①立地特性、②客層、③客を引き付ける観光資源、④地域文化、の4つを把握する必要がある。その上で、これと共存できるビジネスモデルを構築することが求められる。観光地で問題が発生する原因の1つとして「観光地の現状が把握しきれていないため、予想外の事態に対応できない」ことがあると述べたように、現状把握は観光地管理において欠かせない重要な要素となる。その管理・利用方針を定める際に「どこに、誰が、何を目的でやって来るのか」が不明瞭なままでは、方針が的外れなものになってしまうからだ。

2点目は「不適切な経営や運営が起こらないよう自浄システムを構築しておくこと」だ。長く観光ビジネスを続けていると、その観光地の変化に伴ったビジネスモデルの進化や適合が求められる。観光地の変化が発生したにも拘らず、以前の環境に合わせたモデルでは、その地域に問題をもたらすこととなる。観光地を取り巻く変化は様々なものがある。観光資源周辺のインフラや住宅の整備、観光地そのものの知名度や人気の変化などがその例だ。これらに対応するため、事業者は運営体系の中に自浄作用を組み込み、常に観光地と共存できるようなビジネスを模索していくべきである。

②業界団体

業界団体とは、神奈川県鎌倉市の由比ガ浜海水浴場の事業者を管理している由比ガ浜茶亭組合のような団体のことを示す。業界団体は、事業者を管理しているという機能が原因で、求められる役割が多い。基本的には「事業者の管理機能」、「リーダー機能」、「代弁者としての機能」の3つに分類できる。以下に具体的な内容を示す。

1点目は「事業者が適切な経営を行っているかの管理」が挙げられる。観光事業者に求められる役割として自浄作用を持つことを挙げたが、これが正しく機能しているかどうかを第三者の目線から確認することが業界団体には求められる。また、問題が起こった際には、管理者としてその原因を分析することも重要な役割である。

2点目は「事業者のリーダーとして、自主ルールの制定やその管理を行うこと」が挙げら

れる。1点目で挙げたような適切な管理をするためには、ガイドラインやルールが必要となる。それらを遵守できているかどうかを、事業者の自主判断に任せるのではなく、業界団体がリーダーとして管理する必要がある。また、ビジネスモデルを構築する際には、事業者と協力しながら情報を集めて、事業者内での議論をまとめていかなければならない。

3点目は「事業者全体の代弁者として、住民や行政とのパイプ役を担うこと」が挙げられる。観光地である事業者に対して苦情が発生し、それが地域全体に伝播した場合、事業者単体では解決が難しい問題となる。そうしたときに、住民や行政と意見交換を行い、問題を解決に導くために、事業者の代表として意見を述べ行動する役割が求められる。

③住民とその代表である議会

観光地では、住民とその代表である議会も観光地運営に参加すべきである。観光地からの恩恵を、公共サービスや雇用の創出という点で享受しているため、住民も自分たちで問題解決に参加すべきである。

住民に求められる役割は「事業者および業界団体と情報を共有し、ともに今後の方向性を考えていく」ことである。自分たちの生活空間に関わる権利を主張するだけでなく、それを守り、発展させていくためには観光地の発展は欠かせない要素であるはずだ。住民も事業者とともに観光地で行われるビジネスを考え、それが自分たちに損害をもたらすことなく、共存できるものかどうか意見を述べていかなければならない。

議会に求められる役割は「行政や事業者が実行している観光政策やビジネスは適切なものかどうかの監視」、「住民が望む政策や自治体のあり方の提案」である。住民の代表である議員は、行政や事業者に対する監視の役割を担うことが理想だ。報告される現状やその根拠などの論理性を確かめ、誤った方向性に進んでいるのであれば、議会は行動を起こし、その修正を呼び掛けていく役割を担っている。また、住民の代表として、彼らが望んでいる政策を議論し、提案していかなければならない。住民の代弁者として機能するためには、議員も住民や事業者とコミュニケーションをとりながら、彼らの抱える問題を調査する必要がある。その調査を根拠に適切な政策を打ち出すことが重要な役割である。

④自治体

自治体には、意思決定プロセスの中では事業者と住民のパイプ役を果たすと述べた。この役割を、より効果的に務めていくために行政は、両者に対する理解を深めておくべきである。このことを考慮し、自治体に求めるべきことを2点挙げる。

1点目は「自治体内に存在する観光資源、観光資源として利用できる可能性のあるモノの現状把握」だ。自治体は、事業者と業界団体と協力し、「自治体内で何が起きているのか」「それが住民の生活にどのような影響を与えるのか」ということを分析しておかなければならない。意思決定のプロセス中ではパイプ役としての機能を求めたが、自治体の責任者としての働きや信頼感を維持するためには、仲介役だけでなく自らが動くことも必要になる

はずだ。

2点目は、「事業者と住民のパイプ役となり、情報共有を行うこと」である。観光資源の利用方法を固め、それを有効に運営していくためには、観光地の状況を常にステークホルダー全員で共有しておかなければならない。その際に、自治体が事業者と住民に呼びかけ、共有の場を設定していくべきである。1点目の役割で述べたように、自治体も情報収集をしておくことで、全員と議論を交わすことができるはずだ。

6. まとめ

神奈川県鎌倉市由比ガ浜海水浴場の事例の分析と考察から、住民と観光事業者の利益衝突の原因が「観光資源の価値、問題発生の原因を両者が正確に把握・共有できていない」ことであると明らかになったのではないだろうか。相互理解ができていないため、観光地やそこで行われるビジネス、問題に対しての認識が異なる状況を生んでしまう。この異なる認識が、不満となって苦情として顕在化してくることになる。問題発生の原因を把握できていない場合、このような苦情に対応することは難しい。苦情が発生する根本的な原因が観光地で起きている現象のどこにあるのかを特定できないためだ。これでは、自治体側も場当たりの対応をするしかなく、住民と事業者間で利害衝突が産まれるという構造になっていた。

利害衝突発生後には、適切なプロセスをもってして、その解決にあたるべきである。衝突が発生するという事は、ステークホルダー全員に対して配慮ができていない状況があるということだ。つまり、問題発生の原因を捉えたうえで、ステークホルダー全員参加の議論で解決方法を検討することが望ましい。「観光地の価値を共有している」という前提がクリアされていれば、それを損なうような解決の仕方にはつながらないのではないだろうか。

また、このような問題を事前に防ぐためには、「観光資源の価値・現状が不明瞭なままでビジネスを行うのではなく、それらを具体的に把握し共有すること」が土台として必要になる。神奈川県鎌倉市由比ガ浜海水浴場の例でみたように、観光地は外部要因によってその状況が変化し得る存在である。由比ガ浜では、現代におけるレジャーの多様化という背景のもとに隣接する海岸でクラブ化運営が発生しそれが伝播してきた結果、住民との共存関係が崩れてしまった。これに対応するためには、レジャーの多様化という背景を理解して、現代における海水浴場の特性やそこにあったビジネスを構築しておく必要があった。海水浴場を取り巻く現状や、海水浴場そのものはどのようなビジネスを行うことで適切に利益をあげられるのか、といったようなことをあらかじめ把握しておくことが、ステークホルダー同士の衝突を防ぐはずだ。また、その現状分析やビジネスモデルの構築には、住民や行政も観光地を構成するステークホルダーとして参加するべきだ。

ステークホルダー全員参加の上で、観光地に寄り添い、その変化に対応するための準備をしておくことが、観光地の中でビジネスと生活が共存していく重要なポイントになっているのではないだろうか。その観光地に長い歴史があるのか、または、何らかの出来事によって注目され突発的に観光地としての価値を高めたのかにかかわらず、そこで観光資源を活

用したビジネスを行う以上、その土地に住んでいた人々や歴史に配慮することは欠かせない。また、その土地に住んでいる以上、住民側も観光資源から得られる利益を享受しているはずだ。住民も観光地の構成要員であることを自覚し、そこでのビジネスに参加していくべきなのではないだろうか。自治体は責任者としてその両者をまとめ、三者で適切な方向性を探り、常に状況にあった形へ改善していくことが観光地では求められる。

本論文にはいくつかの課題が残っている。

第一に、神奈川県鎌倉市由比ガ浜海水浴場の事例を取り上げる際、全ての関係者にインタビューを実施することができなかったことである。由比ガ浜茶亭組合代表の増田元秀氏は、観光地を構成するステークホルダーのうち「事業者」「業界団体」にあたるものであり、行政や住民から聞き取りをすることが叶わなかった。今後は、自治体や住民からの視点も参考にしながら、観光地の課題解決方法を考察していく必要がある。

第二に、本論文は神奈川県鎌倉市由比ガ浜海水浴場の一事例を扱った事例研究に過ぎない点である。ここから得られた結論を、一般論として直ちに他の地域で起きている事例に適用することは難しい。今後も、他地域での事例の研究を進め、より良い結論を考察していく必要がある。

〈参考文献〉

【新聞記事 ウェブサイト】

「知床の将来握るマナー」『日本経済新聞』2016年10月22日付夕刊

知床財団(2016年8月26日)【【ヒグマ注意】幌別川での釣りは危険な状況です】

〈<http://www.shiretoko.or.jp/report/2016/08/3351.html>〉(参照2017年1月15日)

「ネココミュニティーを探る②」『日本経済新聞』2016年9月27日付夕刊

「ネココミュニティーを探る③」『日本経済新聞』2016年9月28日付夕刊

「石見銀山排ガス問題 歩く観光実験打ち切り」(2008年5月29日)

〈<http://www.sanin-chuo.co.jp/tokushu/modules/news/article.php?storyid=503379169>〉

(参照2016年11月20日)

「浅草 食べ歩き No」『日本経済新聞』2016年9月1日付 地方経済面

「浅草 観光バスと共存」『日本経済新聞』2016年2月9日付 地方経済面

「哲学の木 苦渋の伐採 老化で危険、観光客マナーも一因」『朝日新聞』
2016年2月26日付朝刊

「規制強化された湘南ビーチ 両立難しい客足と治安」(2014年12月28日)
〈<http://www.sankei.com/premium/news/141228/prm1412280017-n2.html>〉
(参照 2016年11月20日)

「規制強化2年目の夏」
(2016年7月1日) 〈<http://www.townnews.co.jp/0602/2016/07/01/338725.html>〉
(参照 2016年11月20日)

逗子市「逗子海水浴場」
〈<http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/keizai/umi/kaisuiyoku.html>〉
(参照 2016年11月20日)

鎌倉市観光商工課「平成26年度 鎌倉市の海水浴客は92万7千人」(2014年9月4日)
〈https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kamakura-kankou/documents/sea_h26_kamakura.pdf〉 (参照 2016年11月20日)

「荒れる湘南ビーチ 乱れる風紀で鎌倉市×海の家・財界の攻防」(2015年2月3日)
産経ニュース
〈<http://www.sankei.com/premium/news/150503/prm1505030014-n1.html>〉
(参照 2016年11月20日)

「海水浴客来場者数、明暗くっきり 増、ファミリー向け逗子市/減、「クラブ化規制の鎌倉市」(2015年9月4日)産経ニュース
〈<http://www.sankei.com/region/news/150904/rgn1509040025-n1.html>〉
(参照 2017年1月25日)

「開発で景観破壊進む、歯止め狙い条例作り 山梨県」『朝日新聞』
1990年5月19日付夕刊

台東区ホームページ「観光バス駐車予約システムの導入について」
〈http://www.city.taito.lg.jp/index/bunka_kanko/oyakudachi/kankobuschushajo/yoyaku.html〉

神奈川県ホームページ「審議結果(第1回かながわの海岸利用に関するあり方)」
〈<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p797562.html>〉(参照 2016 年 11 月 22 日)

神奈川県ホームページ「審議結果(第2回かながわの海岸利用に関するあり方)」
〈<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p805585.html>〉(参照 2016 年 11 月 22 日)

鎌倉市ホームページ(2015)

「海水浴場のマナーの向上に関する条例の一部改正への意見募集の結果について」
〈<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankou/documents/jureipc.pdf>〉

【書籍 論文】

デービット・アトキンソン(2015)『新・観光立国論』東洋経済新報社

寺島実郎(2015)『新・観光立国論 - モノづくり国家を超えて』NHK 出版

高橋奎太郎、桜井慎一、寺内将貴(2015)

「条例改正が海の家へ及ぼす影響に関する研究、神奈川県逗子海水浴場の海の家を対象にしたアンケート調査」(日本建築学会大会学術講演梗概集)

長島美菜子、桜井慎一、寺内将貴(2013)

「海の家クラブ化が近隣に及ぼす影響に関する研究、神奈川県海水浴場を対象とした住民アンケート調査結果」(日本大学理工学部 学術講演会論文集)

〈巻末資料〉

神奈川県鎌倉市由比ガ浜海水浴場

事業者団体「由比ガ浜茶亭組合」代表 増田元秀氏

インタビュー記録

日時：12月9日 13:00～15:30

場所：神奈川県鎌倉市 由比ガ浜茶亭組合事務所

対象：由比ガ浜茶亭組合代表 増田元秀氏

質問と回答

1：由比ガ浜海水浴場に対する規制条例を求める論調はどのような流れで形成されたか
〈回答〉

逗子海水浴場での「クラブ化問題」を受けて、報道が過熱したことが転機となっている。逗子市では、海水浴場の周辺にタワーマンションが建っており、そこからの住民のクレームが大きく影響した。由比ガ浜海水浴場は歴史も長く、地域住民と共存ができていたと考えていたが、報道によって悪い部分がピックアップされたことで、その関係が崩れてしまった。これが原因の一つだ。

2：条例の中身に関して、どのように考えているか
〈回答〉

海水浴場は海の家事業者にとってのビジネスフィールドでもあるため、イメージが悪くなることは損害に繋がる。そのため、迷惑行為につながる可能性のある砂浜での飲酒を禁止することに関しては賛成だった。「みんなが安心して楽しめる海岸」が良いビジネスフィールドになる。しかし、営業時間に関してまで踏み込むような内容だったことには反感を覚えた。組合として、適切な営業を行っていない事業者には海の家を経営させないよう管理するつもりであるため、健全な経営努力を行っている事業者まで一括して規制するようなやり方では問題は解決しない。事業者の営業権にまで行政が踏み込んでくるようなことがあれば、観光地のパワーバランスは崩れ、魅力が失われてしまうと考えている。

3：逗子の条例に関しては、どのように感じるか
〈回答〉

逗子も同じような内容で条例を施行しているが、市長が「ファミリービーチ」を目標に掲げたことが、更なる問題を招いている。海の家で消費を行う客層は20代～30代の若者層やカップルであり、ファミリー層ではない。この点を把握せず、「すべて原因は不適切な客を招きかねない海の家にある」とした規制では摩擦の解決にはつながらない。もちろん、事業者側にも解決すべき課題はあり、その点を地域や行政に対し説明できなかったことも無視はできない。しかし、海の家の特性を考えると、家族向けの海水浴場としてイベントや設備運営を行ったとしても、海を家の利益にはつながらない。

4：海を家のビジネスモデルはどのようなものか
〈回答〉

海の家は、明治時代の別荘文化と共に始まったもの。鎌倉に別荘を持つセレブ層が海で遊ぶ

際の休憩所や更衣室がお茶を出すようになり、海の家が形成された。それが戦後になり、一般市民でもレジャーに出かけるようになったことで大衆向けの営業形態に変化した。この時代は、レジャーの種類が少なかったので海水浴客数がピークだった。これにより、海の家は「客集めを考えなくとも儲かる」状態となり、暴力団等の反社会的組織が資金集めのために参入するようになった。これを反省し、30年ほど前から事業者のクリーンアップを行い、コンセプトやターゲットを考えた店舗が登場し始めた。海水浴場を利用する年齢層は、女性：～27歳程度まで・男性：～34歳程度まで、であることから、ターゲットを「若い男女・カップル層」に設定し「男女でおしゃれに飲める場所、手ごろな価格帯」をコンセプトにビジネスを展開している。

5：海を家の「クラブ化」問題は、何が原因か

〈回答〉

現代はレジャーが多様化した時代であるため、海水浴客数も減少傾向にある。そこで、若者を集める企画として、「クラブ化」営業を始める店舗が増加していった。人が集まって利益が得られることで、事業者の中に集客力を頼って間貸しをするものも発生した。しかし、これは「客の質・層」とともに考慮に入れない運営の仕方であるため、マナーの悪さという問題が顕在化していった。「海水浴場で若者を集めるため、都内で人気のイベントを海水浴場に持ち込む」といっただけの形であるため、運営のノウハウや防音対策等の経営努力、地域の特性はすべて考慮されていない。実際、都内でも有名なクラブとタイアップして企画を立てたクラブ化営業では、都内から観光バスで客を呼ぶなどで、突発的な問題は発生しなかった。不適切な運営を防ぐためには、①クラブ化の運営を取り締まること、②間貸しの単価を高く設定すること、③安易な客集めに走らないで済むビジネスにすること、が挙げられる。

6：条例の制定にあたり、行政は何を根拠にしていたか

〈回答〉

自治体や市民から回収したアンケートだ。しかし、回答率が50%に満たないものであることから全市民の合意とは考えづらいと感じている。また、由比ガ浜は明治時代からの歴史をもつ海水浴場であり、長く住んでいる地域住民は海水浴場の特性を理解しているはずである。このことから、この件を巡る争いは「鎌倉へ移住してきた住民 VS 海水浴場へ遊びに来た観光客」になっている可能性が高い。

7：その根拠についてどのように考えるか

〈回答〉

新しくその地域に入ってきた人間は、その地域の文化や歴史について熟知していない。ただ、地域住民であることには変わらないので、行政として無視することのできない声ではあ

る。また、自らが住みたい理想の地域としてそこを選んでいるため、その理想と現実との差異に敏感になっている。「こんなはずではなかった」という気持ちも大きいはずだ。移住することで「その土地の歴史や文化をも購入した」気持ちになってしまうのではないかと考えた。そこで、海水浴場に関してのクレームを申し立てる人々に対して、今までの発展の歴史やこれからの方向性、問題の実態などを伝える機会を何度か設けたこともある。そのような対談に応じてくれた住民の方たちは、海水浴場の現状に関して理解を示してくれたと感じている。

かつ、行政は2014年に条例施行に関する意見書を作成したうえで、議論を持ちかけてくるなど、結論ありきの議論になっていたことも問題だ。

8：行政に求める役割はどのようなものか

〈回答〉

まずは「自分たちが持っている観光資源の現状を把握すること」だ。新しい観光地の整備や観光地が抱えている課題を、地元住民・事業主と協力して進めていくために欠かせない行動である。その観光地に「多くの客が来るが、それがなぜなのか分からない」という状況を産んでしまえば、行政と協力することは難しい。なぜなら、現状分析を欠いた行政の行動は、観光地の実態に合っていないものが多いからだ。

現状を把握したうえで、「所有している観光地についての方向性を明確に示すこと」を最終的に求めていきたい。この2点がそろえば、地域住民に対し「観光地で今何が起こっていて、それらをどう解決すべきか」ということを説明できる。これが可能になって初めて、行政と事業者と住民の3者が協力して地域振興に励むことができると考えている。

9：観光地における事業者の理想的なあり方はどのようなものか

〈回答〉

事業者は「人気な観光地だから、客がたくさんやって来る」に甘えた経営を行わず、立地特性や地域特性を考えたビジネスモデルを構築し、商売を行うこと。もともと客がたくさんいる状態の観光地でビジネスを行うと、単純に人を集めるだけなら容易にできてしまうことが多い。しかし、そのような安易な商売だと海水浴場のクラブ化問題のように、地域との摩擦を生んでしまう。事業者は、自分たちがどのような特性を持ったビジネスフィールドに存在していて、それを改悪せず健全な環境を保てるような形で存在すべきである。